

# 共同親権運動

22号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2012年11月10日

## k ネット学習会「子どもの気持ちにふれる」（8月12日）レポート

親の離婚を経験した子どもの気持ちはどうなのだろうか、ということでお話を聞かせて下さったのが、中田さんと高橋さんのお二人だった。

高橋さんは小学生の時、父母の離婚で母に会えなくなった。子どもに選択肢はなかった。父親だけという生活は、周りから「かわいそうだね」「苦勞するね」という目で見られた。父の作るお弁当、父だけの授業参観、どこか皆と違う。片親人生にどこか引け目を感じて正々堂々と生きていけない。後年、母から会いたいと言われて、父に隠れて会った。それは、父に後ろめたく悪いという気持ちをともなった。

中田さんは、物心つかぬ時に父母が離婚し、父親とその祖父母に育てられた。「母さんは死んだ」と聞かされ、母がいなくてもそれが当たり前の生活だった。以後、そのまま生きて来た。26年目に、機会があって母に会った。感激の対面ではなく、淡々としたものだった。

話をうかがったお二人は、既に立派に成人した大人であり、親が離婚したことを事実として受けとめているが、それでも時には「本当はどうなんだろう」と真実を知りたい気持ちになるという。そして、それぞれが共に「共同親権だったならば」と言う。堂々と別れた親に会えるのではないか。別れた親に会うのは、同居親に後ろめたく悪いと思う。同居親に遠慮しないで、どんなに小さな子どもでも、親の考えることや気持ちは敏感に感じ取る。親が口にしなくても、別居親に会うことを嫌がれば、子どもは決して会うことはしない。子どもが「会いたくない」という表現をする時、子の心をそのまま表しているわけではない。複雑な思いを胸に秘めて、子どもなりに両方を思いやり、その上での短い表現が「会いたくない」という、同居親の望む言葉になるのではないか？

共同親権ならば、会う会わないは、子どもが選択できる。その点からいっても、共同親権がいいと思う、と。(木船一江)

### 署名集めにご協力下さい

学校や園で別居親が不当に排除されないように、「園・学校での親としての扱いを求める署名～子どもが両親双方から見守られて成長できるように～」を集め、文部科学大臣、厚生労働大臣に提出します。集まった署名はk ネット事務所まで郵送下さい。第1次集約は11月末日、第2次集約は1月末日です。

こんなことやります 学習会「子育ての権利から見る 子どもの連れ去り問題」、お話・棚瀬孝雄さん（中央大学教員弁護士）、日時・12月9日（日）13:00～15:30、場所・銀座セミナールーム（東京都中央区銀座3-13-9東銀座313ビル8階）、終了後1時間ほど交流会あり



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

郵便振込み 00130-5-472679 加入者名：k ネット



## ●主張

# 子どもの権利と共同親権

安藤 洋

人類の全てに共通する「家族」についての普遍的な定義はありません。なぜなら、地球上の人類の様々な社会一集団にみられる「家族」があまりにも多様であるため、「家族」とは何かを一義的に定義できないからです。各々の社会一集団が「家族」と見なす枠組みや成員間の関係は異なり、その成員に付与される権限や役割も違います。さらに、それぞれの社会一集団が「家族」と承認しているその姿かたちは、社会一集団を取り囲む環境や状況の変化によって変化します。

「家族」における「親」と「子」という関係は、社会一集団の関係全体との関連で形成される間柄の規定であり、この関係から派生し成立する権限の規定が「親権」といえます。「親一子」関係や「親権」のあり方は、社会一集団内部の成員を規制する社会的規範といえます。「親一子」関係や「親権」のあり方は、社会一集団ごとに相互に異なり、全てに共通する規範はありません。また、社会一集団内の状態や状況は様々であり、全ての成員が規範と整合的であるとはいえません。さらに、そうした規範そのものが時代の推移によって違ってきます。それぞれに自明と思われるとしても、「親一子」関係や「親権」のあり方は、人類の「家族」の＜多様性＞からすれば、絶対的・自然的・固定的に確定できないのです。

全ての人類の社会一集団に共通するのは、「おとな」が「こども」を育てること、そして、ひとが「こども」から「おとな」に成長することです。「おとな」と「こども」という二者の関係のあり方に加えて、「こども」から「お

とな」へと成長する過程のあり方までも含めて考慮するとしたときに、「児童の権利」や「こどもの最善の利益」という考え方が出てきました。このときの「児童」や「こども」という言葉には、ひとの成長と発達の時期や段階である「児童期」や「こども期」ということ、また、後の人生にきわめて大きな影響が及ぶ「児童期」や「こども期」には特に配慮が必要になることなどが含意されています。

「児童の権利」や「こどもの最善の利益」というと「児童の権利条約」が思い浮かびますが、ここでは日本の「児童憲章」を取り上げます。この憲章は、昭和26年の5月5日に社会協約として「すべての児童の幸福をはかるために」定められました。その綱領は「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」となっており、また、12条ある簡明な条文の内容は今でも色あせていません。児童憲章が目指していることは、「こども」が成年まで生存が保障され、成熟した「おとな」として必要なことを身につけ、将来に「ひと」として一人立ちできることです。

「こども」に関わる「おとな」が「こども」の成長のために熟慮のうえで「おとな」として互いに協力し共同していくこと、このような考え方を「共同親権」は前提にして成立すると思います。とすれば、「共同親権」が投げかけることは、わたしたちの社会における「おとな」への成熟という問題と言えるのではないのでしょうか。



# ☆ どう取り決める？

## 離婚後の子育て

### 小嶋勇弁護士講演（5月12日）

小嶋氏が子どもの引き離し問題にかかわって10年。ようやく、弁護士でも引き離しをあつかう人が増えてきたという。彼がこだわっているのは子どもの目線と、子どもの気持ち。「憲法が専門といってもお客は来ない」と笑いながらも、「共同親権との選択権のない現民法の単独親権は違憲だと考えている」と子の引き離し問題を憲法の視点から語った。「現在の法制度においては、離婚は協議離婚がほとんど。調停でほとんどは解決。和解離婚もあるので、判決までいくのはほとんどない」「10年ほど前のある引き離し事件から私の非監護親弁護は始まったのだが、非監護親で引き離されている人たちは少数派であることを認識する必要がある」という。世間からは「子どもに会えないなんてよほどひどいことをしたに違いない」と思われているのだと。

「離婚後の非親権者（非監護親）の地位の脆弱さが一番の問題。養育費の支払いと面会交流の義務と権利のバランスが悪い」と述べた後、「強制執行（間接強制）のできる債務名義での取り決めが重要。しかし、ある一面では、債務名義でない取り決めの方がうまくいく面も否定できず、面会交流のもつ難しさがそこにある」と苦々しい顔で語った。「そもそも、うまくいっていれば、取り決めはしないのだ。取り決めは、うまくいかないことを想定したペナルティを決めるのがその要諦なのだ。代替日の設定などが大切なのである」「親権者・監護権者にならなかった者の地位が非常に不明確であることがトラブルの原因だ。養育費の支払いは強制執行が容易なのに比べ、面会交流は代替日の設定をしないなど、非常に理

不尽である。面会交流は無理やり実施させる方法が無いのが苦しいところだ」

また、家裁の実務の問題として、親権と監護権の分属についても述べた。「親権と監護権を別々に定める制度が民法にはある。しかし、家庭裁判所の態度は消極的で腰が引けている」「200件近い離婚を手掛けてきたが、親権と監護権を分属させたケースは10件程度である。審判では分属はまず無理。調停で相手方の弁護士が同意してくれたケースのみで成立したものだ」という。「現在の家裁実務は、法制度に不備があるばかりか、存在する制度さえ使われていないのが問題」。

「調停成立に陥れられないように、見抜いていくことが必要だ（債務名義でない調停成立を勧められるなど）。調停委員2人に対抗するのは1人では困難だ。虚偽のDV主張などを、相手方からされているときは、隣にいる弁護士の発言がおおいに助けになる。厳しい状況にあるほど、1人で戦うべきではない。弁護士という助っ人が必要だ。足引っ張る弁護士もいるので見極めなくてはいけないが……。2つの口に2つの口で対抗することが大切だ」

「子どもに会えない状況も辛い、2次被害が一番辛い。相手から裏切られたことの方がショックが大きい。面会交流の強制執行は、子どもの手を引っ張ってきてくれるという直接強制ではない。金いくらの違約金という形をとる。不履行1回の違約金は養育費と同じである。面会交流と養育費は別というのは法曹人の常識であるが、ここでも本音と建前のかい離が見られる」

「先ほども述べたように、家裁実務も徐々にではあるが変わってきている。たとえ少しの時間でも子どもと会うことが大切だ。会うことで子どもとの絆をつなぐという本来の目的に大きく前進することになる。ぜひともみなさんには頑張ってもらいたい」と最後までアツイ、弁護士小嶋勇氏であった。（松本数実）

## 「A子の物語」

これは、今年編入した大学の“新入生オリエンテーション”の資料のタイトル。

内容を要約すると「A子は中3で、恋人の子供を妊娠した。彼は中卒の17歳で、スナックで下働きをしている身体障がい者。A子の母親は、小3の時に離婚（これはA子も賛成の上）して家を出ている。父親は、A子が小5の時に再婚、二人の結婚を認めるしかないと考えている。継母とA子の関係は良好だったが、A子が中2の時に病気で入院して成績が悪化し、生活態度の乱れ、家出、警察に補導されるまでになる。困り果て、訪ねた相談員は『ご両親でよく相談して、親としての自分達の本当の気持ちをはっきりさせて下さい』と言っている。」そして課題は「さあ、この6人の中であなたが好感を持てる人から順番に、最も好感の持てない人まで順位をつけて下さい。」

グループに分かれて、意見交換。私より更に歳上の女性が「A子の実の母親は、一番嫌い。許せませんね！別れた後、知らん顔で。」私が「日本では、別居親は非常に不当な扱いを受けていて、子供と会うことさえ出来なくなるケースも多いのは、ご存知ですか？」と発言すると、一月前まで高校生だった男子は「離婚したら、親子じゃなくなるから。」・・・残念ながら、ここで時間切れ。この人達、修行開始前とは言え、臨床心理学科の学生です。

身近な所から cultivate（＝耕す、cultureの語源）しようと考え、私なりに動き出しました。文化祭でのパンフ作成、新人ゼミでのブックレポートは「離婚毒～片親阻害という児童虐待～」をセレクトし、内容を説明（宣伝か？）しています。（敦子）

# 共同養育と労働法

第1回

東京司

共同親権運動を推進する立場から共同親権という言葉が語られる場合、たいていの場合は離婚後の共同親権のことを意味すると思います。しかしながら、婚姻時における共同親権については問題が存在しないのか、私は常々疑問に感じてきました。名目上の監護と実態としての監護は乖離している、というのが私の問題意識です。そうした状況を作り出しているのが、社会保障制度を含めた日本における労働のあり方にある、という仮説を前提に、今回より労働法の視点から婚姻時も含めた共同親権について、その課題と改善に向けての提案を何回かに分けてしていきたいと思いません。第1回目は労働時間についてです。

監護といった場合にも何をもちょうどもを育て監護したことになるのか、という内実の問題があります。「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」※1では子育てに関する統計がまとめられています。同時に「保護者の労働時間はどうなっているのか」についても調査がされ、下図のように厳しい長時間労働の問題が浮き彫りになっています。そうした超過勤務が労働者のメンタル面を含めた健康に大きな影響を与えていることは無視できない状況にきているわけで、こうした現状に対し日本の労働法はどうなっているかということに注目せざるを得ないわけですね。

労働法の仕組みを見るときに、まずは法の秩序に基づいて最高法規である憲法と労働法の関係からみていきます。肝心の勤労条件の基準について直接的に憲法が労働関係に触れているのは第27条ですが、そこには「賃金・就労時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とだけしか書かれていません。間接的には第25条の生存権も関わってくると思いますが、そうするとメインテーマである長時間労働について触れ

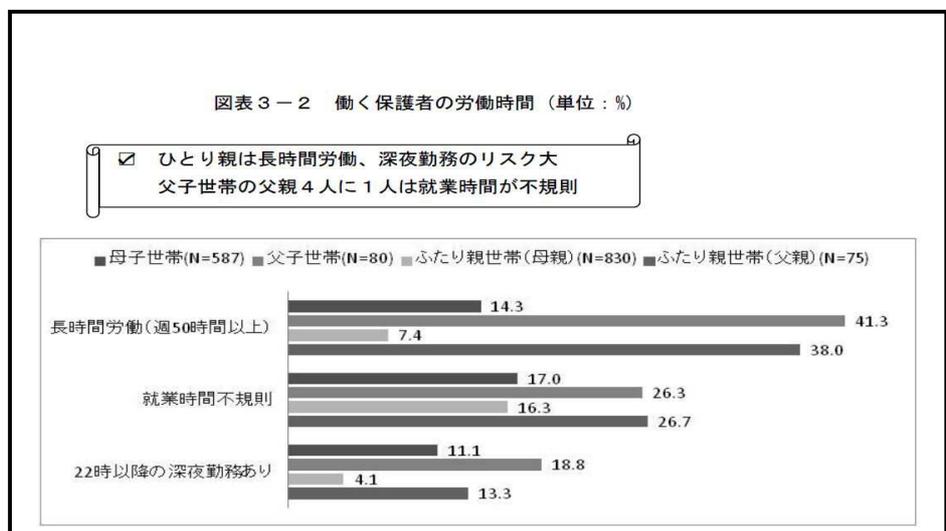
ているのは労働基準法になります。その労働基準法では第32条において週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない、という原則が書かれてあります。しかし、問題は同法の第37条において、割増賃金を支払えば青天井で時間外労働をさせてもよいということになっている点です。労働法の専門家である濱口桂一郎氏の言葉を借りれば「工場法以来、労働時間規制の目的は長時間労働による健康被害の防止にある。しかし、戦後労基法が制定されて以来、日本では、労働時間規制の本来の目的が忘れられ、同法37条が労働時間に関する唯一の規定であるかのような誤解が広まってしまった」※2ことを、原点に戻って反省すべきなのだと思います。

親が健康でなければ、実のある子育てというものはできませんし、親子の面会交流さえも、長時間労働の現状のままでは、十分に親子の時間をつくることさえままなりません。このような観点から私は、まず今の長時間労働の現状が異常だということに気付くことが解決への第一歩だと考えます。

※1 平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」独立行政法人労働政策研究・研修機関 雇用戦略部門副主任研究員 周 燕飛 (図表も)

※2 「時間外割増賃金をめぐる法と政策」政策研究大学院大学教授 濱口桂一郎 2008年6月講演内容

図表3-2 働く保護者の労働時間 (単位: %)



## 第3回 健全な夫婦喧嘩とDVの違いについて

子どもを日本に連れ去ったエミコ・イノウエ氏は、両方の国で、DVを受けたと主張しましたが、米国では、それが認められなかっただけでなく、逆に逮捕され収監されました。なぜ米国ではそうなったのでしょうか。

健全な夫婦喧嘩とDVの違いについて、Jeff Olson氏は次のように述べています。

<http://questions.org/attq/whats-the-difference-between-normal-marital-conflict-and-abuse/>

どの家庭でも、夫も妻も時として冷静さを失い、相手を糾弾することがある。しかしそれは、欠点のある男と女が一つの屋根の下に暮らすことに由来する不可避的な緊張である。家庭内の健全な争いは、時々、実態よりもずっと悪く見えることがあるが、時間の経過により軽快する傾向にある。その人間関係は、愛情が基盤になっているからである。健全に争うカップルは、客観的で聡明な第三者の助けを必要とするが、多くのカップルは、それにより、相互的愛情・思いやり・許しの雰囲気の中で、互いの違いを乗り越える。

DVでは、それとは全く異なる。DVとは、

一方的で、高圧的な人間関係であり、片方が相手を支配することである。虐待する者は、相手とその家族と会ったり、その友人と出かけたり、大学に戻ったりすることを妨害する。虐待者は、相手を脅迫して支配し、従わない場合には罰を与える。虐待者は、自分のことを被害者であると主張する。

たいていの虐待者は、結婚カウンセリングを受けるよう命じられた場合には、相手の同席を強く要求する。同席は、虐待の関係を続けるための最後の手段である。虐待されている者は、虐待者が後で自分に代償を支払わせると思って恐れているのである。長い間、虐待者の支配を受けていた者は、虐待者の目を通して物事を見るようになってしまう。

アメリカで子どもと再会後、夫のガルシア氏は「子どもと母親は充分に会わせる。私は仕返しをしない」と述べて、その晩にさっそく長女と母親に電話連絡をさせました。これに対して、エミコ・イノウエ氏は、子どもを連れ去って支配し、父親と会わせないなど、虐待者の特徴を備えています。米国の判断は正当です。日本で、DV被害を訴えていた母親が、いざ面会交流をする段になると、多くは同席を要求するのは、子どもへの支配を続けるためであり、子どもの自主性・独立性を尊重するためではありません。

## 例 会 報 告

### ★7月14日@国立公民館

\*会報21号を発行、郵送のための作業を行いました。

\*8月12日の学習会に向けて話し合い、当日の役割分担を決めました。

\*リーフレットの作成について、おおまかな説明がありました。

\*運営メンバーのひとりが今後、参加できなくなり、これからの会報作りのあり方について話し合いました。

### ★8月12日@銀座セミナールーム

\*午前中、7月に引き続き、会報の作り方についての話し合いをしました。

\*午後1時～4時 学習会 「父母の離婚を経験した子どもの立場から」というテーマで、高橋真美子さん、中田和夫さんに話していただきました。来場者との質疑応答も活発に行われました。

### ★9月9日@国立公民館

\*8月12日の学習会の反省を話しました。

\*厚生労働大臣・文部科学大臣宛ての要望書「園、学校での親としての扱いを求める署名」の文面を検討しました。

\*会報の次号発行は11月になりました。

\*12月のイベントについての具体的な案を話し合いました。



もう何年も前のことになるけれど、子どもを乗せて颯爽と自転車で街中を駆け抜けて行くMくんの姿をよく見掛けた。彼は子連れの女性と出会い生活を始めたので、その子が生まれると、今度は自転車の前後に2人を乗せて楽しそうに走る姿を見掛けるようになった。周りの私たちは勝手にハラハラドキドキヤキモチしていたのだが、彼にとつては愛しい娘たちであり、どつちがどつちだなんて下世話なことではなかなかたのしかった。

その後、紆余曲折の中で娘たちの母親と別れ引取りという名の「引き離し」となるまでの間、ご飯の支度から保育園のお迎えから大変そうだったけれど、でもとても楽しそうにこなしていた。

周りは当然そんな父子家庭のサポートをしながら彼女たちを「地域っ子」として可愛がり、当時独身だった私は疑似母体験をシツカリさせて貰って、それは今でも甘酸っぱい思い出として残っている。彼女たちと別れる日、どうして良いのか分らず4歳の上の子をぎゅっと抱きしめた。抱きしめながら「もう会えなくなっちゃうね」と漏らすと、「でもさ、また会えるよ」とすごく気を使った言葉を言われて辛くなった。

あれから5年近い年月が流れ、父親のMくんは運動の甲斐あって不十分ながらもなるとか会えるようにはなった。でも赤の他人の私は未だに2人に会えない。早く共同親権が確立されて子どもが親の間を自由に動き来できるようになって欲しい、と切に願う。

(大橋奈緒子)

子どもが胎児の段階で離婚した息子は、生まれた子どもにも会えず、審判で年4回、一回2時間の面会と決まった。

その後、息子は自分の娘の顔や姿さえ満足に見ることができず苦慮している。先日の面会交流日、息子の代わりに私が行くことになった。指定された映画館の前に待ち合わせ時間ギリギリで現れた3人（孫娘と息子の元妻とその叔母）。息子の委任状を見せ「一緒に映画を見てもいい？」と尋ねた。「いいです」と元妻。彼女の横には、帽子をかぶった4歳の可愛い女の子。これが私が生まれて初めて見る息子の子どものだった。まあ可愛い。私は「こんにちは」と声をかけたが、一瞥されて終わり。でもいい、顔はすっかり見た。嬉しさがこみ上げてくる。息子の子ども、私の孫。とうとう会えたね。とてもとても会いたかったよ。館内は暗いが、孫娘の顔や声、立った姿、座った姿を心に刻みつけた。

上映中に元妻がしばらく席を外した際、付き添いの元妻の叔母が小声で言った。「この子から父親を失くすのは良くないから、A子（元妻の名前）はまだ心が固いけど、私が少しづつ柔らかくしていくから」。まづ子どものことを考えた、ごく素朴でまっとうな言葉に、思わず彼女の手を握りしめ「お願いします。ぜひお願いします」と頭を下げた。元妻の身近に良識があるひとがいた。私には彼女が救世主に見えた。

(木船一江)

〜今を生きろ〜

君たちはパパが居ない生活をしていて、今はひとりでは生きていけないんだ。育児をしてくれているお母さんのお陰で今があるんだよ。もう少し大きくなってパパの事をお母さんに聞いてみたいと思っても、お母さんを気遣って聞くことができないかもしれないね。それはね、相手の気持ちを気遣える優しい心を持って成長したんだよ。隠れてこそこ調べたりすることの方がお母さんを悲しませることになるだろうから、パパの事を知りたいと思ったら、お母さんにちゃんと聞きなさい。自分の気持ちをちゃんと伝えられる勇気を持つことだよ。きつとお母さんも成長した君たちを誇りに思ってくれるよ。パパが君たちに伝えておきたいことは、今の環境を思いっきり楽しんで欲しいという事。

ご飯が食べられて、お風呂に入れて、友達と遊べて、たまには兄弟げんかもして、それはすべてお母さんが作ってくれている環境なんだよ。君たちはその環境を思いっきり楽しんで欲しいんだ。今を思いっきり生きて欲しい。今晚眠りについて明朝目が覚めたらそこは今。常に今しかないんだよ。だから今を精一杯生きろ！そして君たちには人を喜ばせることをたくさんして欲しいな。まずは身近なお母さんをたくさん喜ばせてね。それでこそパパの息子と娘だと誇りに思うよ。笑顔を忘れずに、今を思いっきり生きて欲しいんだ。パパはいつでも見守っているよ。

宇野 努 (111 Lab)

# 互版

## □これから

★kネット定例会・学習会「子育ての権利から見る子ども連れ去り問題」

日時・一二月九日(日) 一三〇〇〜一五〇〇、場所・銀座セミナールーム、講演・

棚瀬孝雄(中央大学教員、弁護士) 参加費一〇〇〇円(講師謝礼・経費に充当します)、問い合わせ・kネット

## ★kネット定例会

日時・原則第二土曜午後一時から。詳細についてはお問い合わせ下さい

★共同養育センターつむぎ相談日

日時・第一、二、三火曜日(一一月六日、一三日、二〇日、一二月四日、一日、一八日) 一八〇〇〜二一〇〇、場所・東銀座三三ビルセミナールーム 料金三〇〇〇円(一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算)、問い合わせ・

〇九〇・四九六四・一〇八〇、\*相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます

## ★kネット交流会

日時・一二月二七日、一二月一日(毎月第四火曜日) 一九〇〇〜二一〇〇(入退出自由)、場所・東銀座三三ビルセミナールーム、参加費・五〇〇円(運営費等含む)、問い合わせ・

〇九〇・四九六四・一〇八〇(植野)

## ★kネット交流会@別府

日時・一二月一七日、一二月一五日、一月一九日(毎月第三土曜日) 一八〇〇〜二一〇〇、会場・野口ふれあいセンター(旧別府市立野口小) 別府駅から車で3分ほど、大分県別府市野口元町一四三、初めての方や電車でお越しの方の集合場所・別府駅東口(正面出口) 油屋熊八翁の像前、問い合わせ・knet-beppu@ctb.ne.jp、

## ★親子交流くにたち定例会

日時・毎月第一、第三木曜日 一九〇〇〜(詳細はお問い合わせ下さい)、場所・国立スペースF(国立市中三―一―六)、問い合わせ・

## □舞台裏

一〇月の会議は三人だった。大人数が来るときもあるけれど、少人数でさくさく進むときもある。ほかにやっているミニコミ発行の市民活動は、毎月二四ページのミニコミを毎月発行し続けているが、やってくる人間はせいぜい四人だ。人数が少ないと不安になることもあるけれど、発行できなくても「必要とされなくなつた」ということだから、それはそれでいいこととも思う。なので、無理な努力はしない。別居親の当事者になる機会は均等なので、いろんな経歴の人が集まる。自分の世界の常識を組織運営でも持ち込んで思い通りにいかなくていららうことは多いだろうなと思う。それはぼくにもある。とはいえないらうとしたところでやっぱり思い通

りにはいきはしない。「和をもって尊しとなす」という信仰を疑問に思わない集団の中での同調圧力が強い人間関係嫌いをはつきり言う人間は立場をわかまえると言われる。いちいち面倒だ。先のミニコミの会では、「いやなことがあったら『不愉快だ』と言おう」と言つて合意した。その後もめることもなくなつた。そして発行は九年続いている。(宗像)

## 【kネット国立事務所】

〒一八六―〇〇〇二東京都国立市東三―一七―一好日荘B―二〇二(郵便はこちらにお願いします)

【東銀座313ビルセミナールーム】

東京での相談、交流会・グループワーク、セミナーの開催はこちらです。(こちらでは郵便は受けていません)

東京都中央区銀座三―一三―一九、東銀座三―一三ビル八階最寄り駅地下鉄東銀座駅徒歩三分、銀座駅徒歩一〇。晴海通りから工事中の歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局向かい。

## 会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。立法院への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。会員・賛同者を募っています。

年会費(会員は別居親と家族)・三〇〇〇円、賛同金三〇〇〇円。またみなさまからのご寄付をお願いします。会費・賛同金、ご寄付は、以下にお振込みください。

■郵便振替 00130151472679 加入者名kネット

■銀行口座 銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店 0072170 kネット

共同親権運動ネットワーク共同代表 植野史(銀行口座をご利用の場合は、メール、FAXにてお名前連絡先をお知らせください)。

info@kyodosinken.com